

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 8月15日

【会社名】 飯田グループホールディングス株式会社

【英訳名】 Iida Group Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西河 洋一

【本店の所在の場所】 東京都西東京市北原町三丁目 2番22号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 一建設株式会社
常務取締役管理本部長 青柳 秀樹
株式会社飯田産業
取締役専務執行役員 経営企画部長 千葉 雄二郎
株式会社東栄住宅
取締役兼専務執行役員首都圏事業開発本部長 三浦 春治
タクトホーム株式会社
社長室長 柴山 聡
株式会社アーネストワン
執行役員管理本部長 岡田 慶太
アイディホーム株式会社
取締役管理部長 櫻井 秀彦

【最寄りの連絡場所】 一建設株式会社
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
株式会社飯田産業
東京都武蔵野市境二丁目 2番 2号
株式会社東栄住宅
東京都西東京市芝久保町四丁目26番 3号
タクトホーム株式会社
東京都西東京市東伏見三丁目 6番19号
株式会社アーネストワン
東京都西東京市北原町三丁目 2番22号
アイディホーム株式会社
東京都西東京市西原町一丁目 4番 1号

【電話番号】 一建設株式会社
03(5393)3098
株式会社飯田産業
0422(36)8848
株式会社東栄住宅
042(463)8845
タクトホーム株式会社
042(464)8788
株式会社アーネストワン
042(461)6288
アイディホーム株式会社
042(451)8868

【事務連絡者氏名】

一建設株式会社
常務取締役管理本部長 青柳 秀樹
株式会社飯田産業
取締役専務執行役員 経営企画部長 千葉 雄二郎
株式会社東栄住宅
取締役兼専務執行役員首都圏事業開発本部長 三浦 春治
タクトホーム株式会社
社長室長 柴山 聡
株式会社アーネストワン
執行役員管理本部長 岡田 慶太
アイディホーム株式会社
取締役管理部長 櫻井 秀彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集金額】

263,607,463,868円

(注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、一建設株式会社(以下「一建設」といいます。)の平成25年1月31日における株主資本の額(簿価)、株式会社飯田産業(以下「飯田産業」といいます。)の平成25年4月30日における株主資本の額(簿価)、株式会社東栄住宅(以下「東栄住宅」といいます。)の平成25年1月31日における株主資本の額(簿価)、タクトホーム株式会社(以下「タクトホーム」といいます。)の平成24年5月31日における株主資本の額(簿価)、株式会社アーネストワン(以下「アーネストワン」といいます。)の平成25年3月31日における株主資本の額(簿価)及びアイディホーム株式会社(以下「アイディホーム」といいます。)の平成24年12月31日における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月11日付で提出した有価証券届出書及び平成25年8月1日付、平成25年8月5日付並びに平成25年8月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、アーネストワンが平成25年8月13日付で四半期報告書を提出したことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するとともに、その他の記載事項の一部につき訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

7 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付しております。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度に係る計算書類等の内容、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの本店に、一建設においては平成25年8月13日より、東栄住宅においては平成25年8月15日より、アーネストワンにおいては平成25年8月15日より、それぞれ備え置く予定であり、また、飯田産業においては平成25年7月12日より、タクトホームにおいては平成25年8月8日より、アイディホームにおいては平成25年7月24日より、それぞれ備え置いております。の書類は、平成25年6月27日開催の一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの取締役会において承認された株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの最終事業年度の計算書類等に関する書類であります。の書類は、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類であります。の書類は、一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書面であります。

これらの書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの各本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

（以下略）

（訂正後）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度に係る計算書類等の内容、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの本店に、一建設においては平成25年8月13日より、飯田産業においては平成25年7月12日より、東栄住宅においては平成25年8月15日より、タクトホームにおいては平成25年8月8日より、アーネストワンにおいては平成25年8月15日より、アイディホームにおいては平成25年7月24日より、それぞれ備え置いてあります。の書類は、平成25年6月27日開催の一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの取締役会において承認された株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの最終事業年度の計算書類等に関する書類であります。の書類は、一建設においては飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、飯田産業においては一建設、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、東栄住宅においては一建設、飯田産業、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの、タクトホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの、アーネストワンにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの、アイディホームにおいては一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアーネストワンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類であります。の書類は、一建設においては一建設の、飯田産業においては飯田産業の、東栄住宅においては東栄住宅の、タクトホームにおいてはタクトホームの、アーネストワンにおいてはアーネストワンの、アイディホームにおいてはアイディホームの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書面であります。

これらの書類は、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの各本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

（以下略）

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの業績等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの業績等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの生産、受注及び販売の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの生産、受注及び販売の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの対処すべき課題については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの対処すべき課題については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経営上の重要な契約等については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経営上の重要な契約等については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの研究開発活動については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの研究開発活動については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備投資等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備投資等の概要については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの主要な設備の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの主要な設備の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備の新設、除却等の計画については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

（1）当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結子会社

当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの設備の新設、除却等の計画については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経理の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは該当なし、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームの経理の状況については、それぞれの有価証券報告書（一建設は平成25年4月24日提出、飯田産業は平成25年7月30日提出、東栄住宅は平成25年4月26日提出、タクトホームは平成24年8月24日提出、アーネストワンは平成25年6月26日提出、アイディホームは平成25年3月28日提出）及び四半期報告書（一建設は平成25年6月13日提出、飯田産業は該当なし、東栄住宅は平成25年6月10日提出、タクトホームは平成24年10月15日、平成25年1月11日及び平成25年4月12日提出、アーネストワンは平成25年8月13日提出、アイディホームは平成25年5月10日及び平成25年8月8日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

一建設

事業年度 第47期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月13日関東財務局長に提出。

飯田産業

該当事項はありません。

東栄住宅

事業年度 第63期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月10日関東財務局長に提出。

タクトホーム

事業年度 第30期第1四半期（自平成24年6月1日 至平成24年8月31日）平成24年10月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第2四半期（自平成24年9月1日 至平成24年11月30日）平成25年1月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第3四半期（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）平成25年4月12日関東財務局長に提出。

アーネストワン

該当事項はありません。

アイディホーム

事業年度 第19期第1四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）平成25年5月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第19期第2四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月31日）平成25年8月8日関東財務局長に提出。

（訂正後）

一建設

事業年度 第47期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月13日関東財務局長に提出。

飯田産業

該当事項はありません。

東栄住宅

事業年度 第63期第1四半期（自平成25年2月1日 至平成25年4月30日）平成25年6月10日関東財務局長に提出。

タクトホーム

事業年度 第30期第1四半期（自平成24年6月1日 至平成24年8月31日）平成24年10月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第2四半期（自平成24年9月1日 至平成24年11月30日）平成25年1月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第30期第3四半期（自平成24年12月1日 至平成25年2月28日）平成25年4月12日関東財務局長に提出。

アーネストワン

事業年度 第33期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月13日関東財務局長に提出。

アイディホーム

事業年度 第19期第1四半期（自平成25年1月1日 至平成25年3月31日）平成25年5月10日関東財務局長に提出。

事業年度 第19期第2四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月31日）平成25年8月8日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

(訂正前)

二建設

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

飯田産業

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月5日に関東財務局長に提出。

東栄住宅

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

タクトホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月27日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

アーネストワン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出。

アイディホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月9日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月9日に関東財務局長に提出。

（訂正後）

二建設

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月15日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

飯田産業

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月15日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月5日に関東財務局長に提出。

東栄住宅

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月15日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

タクトホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月15日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月27日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

アーネストワン

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月15日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出。

アイディホーム

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成25年8月15日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月9日に関東財務局長に提出。